

4 個性ある地域の形成

(1) 離島振興対策実施地域に係る特例措置の延長及び拡充

離島の特性を活かした産業の振興や、観光等の振興を通じた地域間交流を一層推進し、若者の就業の確保、所得水準の向上等を図り、人口の定着と国土の均衡ある発展を図るため、離島振興対策実施地域に係る特例措置の適用期限の延長及び拡充を行う。

(延長)

所得税・法人税：製造業、旅館業及びソフトウェア業の用に供する設備に係る特別償却

- ・ 11/100 (機械・装置)
- ・ 7/100 (建物・附属設備)

特別土地保有税：非課税 (製造の事業の用に供する設備又は宿泊施設、集会施設又はスポーツ施設)

(拡充)

所得税・法人税・特別土地保有税：特例の対象施設として、農林水産業体験施設・物販施設を追加

固定資産税：沿岸漁業等の用に供する漁船について非課税 (現行 1 / 2)

(2) 離島航路事業用の新造船舶に係る課税標準の特例措置の延長

離島住民の生活を支える離島航路を安全に維持・存続させるため、離島航路事業用の新造船舶に係る課税標準の特例措置の適用期限を延長する。

固定資産税：課税標準 5年間 1 / 3

(3) 特定離島路線航空機に積み込まれる航空機燃料税に係る特例措置の延長

離島航空路線を維持し、離島住民の足を守るとともに、離島地域の振興を図っていくため、特定の離島路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の特例措置の適用期限を延長する。

航空機燃料税：3 / 4 に軽減

(26,000円 / kl 19,500円 / kl)

離島振興法改正と離島振興の課題

改正法の目的条項

離島には排他的経済水域等を保全する等の役割があること
地域の創意工夫を生かしつつ自立的発展を促進すること
離島の振興を図ることが国民の利益の増進に寄与すること
等を明確化し、離島振興を強力に推進。

目的条項の改正に対応した主な追加規定

地域特性を生かした農林水産業の振興（第14条関係）

基幹産業である農林水産業の振興についての重要性を明確にするとともに、観光業との連携の重要性を明記した規定を追加

他地域との交流の促進（第17条関係）

国民の離島に対する理解と関心を高めるとともに、地域の活性化に資するため、離島の地域特性を生かした地域間交流の促進に係る規定を追加

等

人口減少や高齢化が進んでいる離島地域の自立的発展を図っていくためには、交流人口の拡大等を図っていくことが極めて重要

（４） 半島振興対策実施地域に係る特例措置の延長及び拡充

半島振興対策実施地域において、製造業、観光業等の立地を促進し、所得水準の向上と雇用の場の確保による地域の活性化を図るため、課税の特例措置を延長・拡充する。

（延長）

所得税・法人税：製造業の用に供する機械、建物等に係る特別償却

・ 11 / 100（機械・装置）

・ 6 / 100（建物・附属設備）

特別土地保有税：工場、集会施設又はスポーツ施設の敷地に係る非課税措置

（拡充）

上記特例措置の対象に旅館業の用に供する建物等を追加

(7) 鉄道軌道近代化設備整備費補助により取得した償却資産に係る課税標準の特例措置の延長

地域住民の生活を支える鉄軌道施設を安全に維持・存続させるため、地方の経営状況の厳しい鉄軌道事業者に対する鉄道軌道近代化設備整備費補助により取得した償却資産に係る特例措置の適用期限を延長する。

固定資産税：課税標準 1 / 2 (緊急に整備する A T S に係るもの 1 / 4)

(8) 総合保養地域整備法の特定民間施設(リゾート施設)に係る課税の特例措置の延長

総合保養地域整備法に基づく総合保養地域の円滑な整備を促進し、国民の自由時間の増大等に対応したゆとりある国民生活の実現、地域の振興を図るため、リゾート施設に係る特例措置を延長する。

事業所税：新增設分非課税、資産割 5 年間課税標準 1/2

(9) 水源地域に立地する製造業及び旅館業に係る特別償却制度の延長

水源地域対策特別措置法による水源地域の整備を図るとともに、産業振興により水源地域の活性化を図るため、製造業及び旅館業に係る所得税、法人税の特別償却制度の適用期限を延長する。

所得税・法人税：製造業及び旅館業の用に供する機械・建物等に係る特別償却

- ・ 12/100 (機械・装置)
- ・ 7/100 (建物・附属設備)